

大和高田・リズモー都市友好協会会則

(名称)

第1条 この会は、大和高田・リズモー都市友好協会 (Yamato Takada Lismore Sister City Association、以下「協会」という) と称する。

(目的)

第2条 協会は、大和高田市とリズモー市との姉妹都市提携（以下「提携」という）に関する盟約の精神のっとり、市民相互の友好交流を深め、あわせて日豪両国の親善と世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 両市の友好交流事業の計画、実施並びに支援に関すること。
- (2) 交換学生・随行教諭の派遣及び受け入れに関すること。
- (3) 学術、文化、芸術及び経済の交流に関すること。
- (4) 市民に対する提携の普及及び宣伝に関すること。
- (5) 関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事業の推進に関すること。

(会員)

第4条 協会は、協会の目的に賛同して入会した次の者（以下「会員」という）をもって構成する。

- (1) 市内の法人及び市民団体の代表者。
 - (2) 市内に在住または勤務する個人。
 - (3) (2) 以外の個人で協会の目的に賛同して協力する個人（以下「協力会員」という）
- 2 協会に入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込み、会長が入会を決定する。
- 3 会長は、会員に協会の目的にふさわしくない行為が認められた場合は、その者を退会させることができる。
- 4 会員は、協会の事業に参加することができるほか、総会において発言及び議決に加わる権利を有する。ただし、協力会員にあつては、総会での議決権を有しない。

(会費)

第5条 会員は、協会を維持するため年会費としてそれぞれ次に定める額を納入するものとする。

- (1) 法人・団体会員 1口 10,000円
- (2) 個人会員（協力会員含む） 3,000円

(役員)

第6条 協会に会長、副会長若干名、会計1名、理事若干名、監事2名及び名誉会長を置く。

- 2 会長は、協会を代表し、会務を総理し、総会及び役員会を招集し、その議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 4 会計は、協会の会計を経理する。
- 5 理事は、役員会の決定を受けて協会の運営にあたる。
- 6 監事は、協会の経理を監査する。
- 7 名誉会長は、大和高田市長をもって充てる。
- 8 名誉会長は、会長の相談に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。
- 9 役員（名誉会長を除く。以下この条において同じ）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 10 補欠または増員により専任された役員の場合は、前任者または現任者の残任期間とする。

11 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(顧問)

第8条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を経て、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 役員会は、必要に応じ開催する。

(総会の議決事項)

第10条 総会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の制定または改廃に関すること。

(2) 事業計画及び予算決算に関すること。

(3) その他重要な事項に関すること。

(役員会の議決事項)

第11条 役員会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 総会の開催するいとまがない場合における総会の議決事項に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) 総会で委任を受けた事項に関すること。

(4) その他協会の運営のため必要な事項に関すること。

2 前項第1号の場合においては、会長は次期総会においてその報告をしなければならない。

(派遣学生選考委員会)

第12条 リズモー市へ派遣する学生を選考するため、協会に派遣学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、協会の会長、副会長、役員及び英語面接を担当する英語指導助手により構成する。

3 選考委員会は別に定める学生の派遣に関する規程に則し、リズモー市への派遣者を決定する。

(運営委員会)

第13条 協会の事業を円滑に運営するため、協会に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は、役員から選出された代表者、事務局及び会長が指名した者をもって構成する。

3 運営委員会に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(個人情報)

第14条 協会は、収集した個人情報を目的外に使用してはならない。

2 協会は、以下の場合を除き、保有する個人情報を第三者に提供または開示してはならない。

(1) あらかじめ本人の同意を得た場合

(2) 法令に基づく場合

(財務)

第15条 協会の経費は、会費、市の補助金その他の収入をもって賄う。

2 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営その他必要な事項については、会長が定める。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。